

かわいの木

第5号

社会福祉法人
せたがや櫻の木会
機関誌第5号

2007.2発行

実力が試される年

理事長 鈴木 昭雄

せたがや櫻の木会は、親の会々員の期待を一身に担って平成14年2月末に設立されてから、今年で創立五周年を迎えます。一人前の法人として安定した運営と更なる飛躍を目指すには、この一年間の活動をどのように計画し、実施していくかが極めて重要になってきます。しかも、障害者自立支援法が施行されてから間もなく、施策の方向が未だ定まらないこの時期に、法人運営の舵取りをどのように行っていったらいいのかは、なかなかの難問です。

新しい事業体系について

まず、自立支援法に基く新しい事業体系への移行問題があります。千歳台福祉園及び下馬福祉工房の施設関係は20年度以降になりますが、ヘルパーステーション（居宅及び移動支援）や希望が丘（児童デイ等）については、それぞれの事務方が大いに頑張ってくれたおかげで、極めてスムーズに移行することができました。

民営福作の法内化

しかし、新体系移行との関係で最大の宿題は、喜多見、上町、用賀及び大原の四福祉作業所の「法内化」です。それらの事業を自立支援法の「就労継続支援（B型）」とし、櫻の木会の事業として法的な位置付けを与えること

で法内化が実現することになります。このことは、当会にとっても設立の初志をようやく貫徹するということになります。大きな意義を持つことになります。新しい時代に相応しい体制を整え、利用者に対する福祉サービスの充実と職員待遇の向上を図っていくことが、法内化後に早速取り組まなければならぬ大きな課題です。

居住系サービスの展開

中長期的な展望については、自立支援法の施行をめぐる混乱が続いているこの時点で、はつきりした見通しを描くことは極めて困難です。今言えることは、地域法人として、親の会の活動と緊密に連携しながら積極的な事業展開を図っていかなければならないということであり、特に重点を置くべき分野は「居住系サービス」であるということでしょう。1月12日に、「世田谷区障害福祉計画」を議題として障害者施策推進協議会が開催されました。委員として私が特に強調したことの一つは、今までの世田谷の障害者施策を知的障害者福祉の立場から見て、「日中活動系」とび「訪問系」のサービスについてでは「かなりの進展」が見られたと評価するにやぶさかではないが、「親なき後対策」の柱ともなるべき「居住系」サービスについては著しく「立ち遅れている」と言わざるをえず、また、本計画のスケジュールではあまりにも「悠長すぎる」ということでした。

櫻の木会の役割

これからは、障害者も生まれ育った地域で生涯を送る時代と言われています。しかし、「安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現」（世田谷区の「ノーマライゼーションプラン」及び「障害福祉計画」の基本理念）と言うのは簡単ですが、現実に、この世田谷の地でそれを実現していく、実現のための歩を進めていくことには、想像し難いほど多くのバリアーが待ち受けているものと思われます。親の会が毎年開催している「高齢者の会」で、自身の老いと向き合い、死を予感しながら切々とわが子の行く末を案じる親の姿を見ると、同じ境遇に置かれている仲間の一人として胸を締め付けられるような気がします。遅くとも、障害福祉計画の第二期が終わる平成23年度までには、基本理念が実現し或いは実現の見通しがたっていることを強く期待しますし、そのための基盤整備の過程で櫻の木会が一定の役割を果たすことができればと願っているところです。

当面の課題については勿論のこと、中長期的課題についても、親の会が立ち上げた地域法人に相応しい積極的な取り組みが求められていると思います。そのような期待に応えるためにも、ヒト、モノ、カネ及び情報の全ての面にわって実力を培っていくことが肝要であると考え、経営力の着実な向上に努めたいと考えているところです。

知的障害のある方々との
関わりを通じて思うこと。

(財) 鉄道弘済会総合福祉センター弘済学園 前園長

青山 和子

に律儀にも「排泄はトイレでするもの」と固守した彼。彼なりのプライドもあつたのでしょう。ふとその時『尊厳』という言葉がよきり、まさしく彼の行為から、『人間としての尊厳』を強く感じさせられた次第です。

(社福) せたがや櫻の木会との関わりを持たせていただくようになって、

早10ヶ月になろうとしています。プレイ&リズム希望丘に通つてくる子どもたちや千歳台福祉園の利用者さんたちとの出会いを通して、少しでも彼らの快適な暮らしへの一助になればと、自分のこれまでの40年間の体験を顧みながら、お手伝いをさせて頂いておりま

子どもたちの幸せとは…

いつも思うことです。わが子に障害があるとわかつてからの親御さんのご苦労は計り知れず、孤軍奮闘されてる時、お仲間ができて少し安堵される時期、障害を受け入れ前向きに歩みだせる時期等々、それぞれのプロセスの中での現在、これからをどのように歩んでいくべきか模索されている方々も多いことでしょう。お子さんの年代による違いはあるでしょうが、我が子の一生懸命生きようとしている姿と共に感し、現実を肯定していく姿勢こそが、共生していくエネルギー源となるようと思われます。

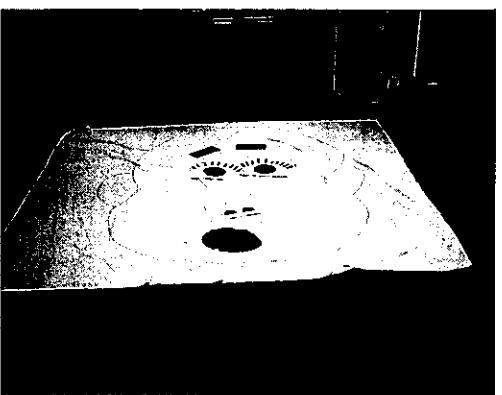
「今」を大切に

人は生ある限り、幸せに生きていいに伺つたその翌々日のことでした。付き添つておられたお母さんは、既に覚悟を決めて落ち着いておられましたが、その時にお話してくださったことが耳に焼き付いています。それは「トイレはベッドでしてよいといふら言わても、彼は点滴の装置など一杯つながらトイレまで歩いていくんです。それが今彼の最後の仕事です」という言葉でした。歩ける体力ではないの

いるといえます。また、彼らの目が輝き、表情が明るく、元気で活き活きしている姿は、彼らの存在そのものが受け入れられている証拠であります。それは認めてもらつてある本人と認めてくれる周りがあるということです。

彼らを辛くさせていることはないですか、悲しませることはしていませんか、困らせる行動があるとすればそれは自分のことをわかつてほしいという訴えなどと受けとめていますか等々、自問自答しながら、わが子の心の安泰を確認してみましょう。自分が認められてることの満足感は心の核となる部分です。気持ちの充足感・満足感のベースは、年少時期にご家族を始めとする周りの人々が快い存在であり、信頼できる人がいるときに作られます。それは彼の存在そのものが受け入れられているからこそ得られるものです。この要を外してはなりません。

「みんなで大きく“福わらい”」



プレイ&リズム希望丘のお正月



民営福祉作業所の

「いまで」と「これから」

世田谷区手をつなぐ親の会

大原福祉作業所主任

堀田 和子

東京都では、昭和49年に全員就学制度が導入されるに伴い、卒後の受け皿が問題となっていました。

世田谷区では、親の会設立以来福祉作業所の開設を模索していましたが、昭和51年に会員の運動、熱意により「白梅福祉作業所」が開設され、民営福祉作業所の原点となりました。この後、会の運動により17年間に6所が次々と開設され、平成14年に「第3白梅福祉作業所」が「社会福祉法人せたがや檜の木会・下馬福祉工房」に移行されるまで7所の民営福祉作業所が親の会によって運営されてきました。

民営福祉作業所の果たしてきた役割

当初、職員は親であり、保護者も共に運営に関わっていました。運営費も不足しがちで会員の努力や地域の協力によるところが多かったようです。家庭的な雰囲気の中で内職作業を中心に行われていましたが、職員は、受注の開拓、確保に加えて納期に間に合わせ

るために作業を持ち帰るなど苦労もあつたようです。

その後、運営は親の職員から専門の職員へと徐々に移行し、受注作業に加えて自主生産も開発し、販路の開拓や工賃のアップを図りながら、原点である

利用者の方が安心して通える温かい雰囲気を踏襲しつつ、個々のニーズに即した多様なサービスを提供してきました。

利用日以外、利用時間外のサービスの他、年度途中で退職された方や在宅の方の利用も補助金外で引き受けてきて、現在も続いています。家族支援も家族の思いを中心に原点である「共感」を大切にしながら進めてきました。

運営・経営面について

当初東京都知的障害者育成会から支給されていた都の補助金が区より支給されるようになり、区の加算も含めた補助金について区の指導・監査があり、さらに平成8年には単価制が導入され、それまでのランク制は廃止となりました。このため、利用人数により予算が変わるために不安定な経営となっていました。さらに、補助金単価も10年変わらず。さらに、補助金単価も10年変わらないため、職員の昇給も難しい状況が現まで続いている。職員について

は、資格を持ちながらもそれに相当する給料、身分保障がされていないのが現状です。作業所の運営についても、利用人数・作業内容に合った作業環境

が確保されていなかつたり、設備面に問題があり利用者の方が使いにくかったり、給食設備もないでの仕出し弁当に頼っているのが現状です。

民営福祉の法内化について

- ④ 会計・経理（社会福祉会計基準、授産会計など）
- ⑤ 新体系事業への移行（実態把握・分析など）
- ⑥ その他（育成会との連絡調整など）

しかし、施行された自立支援法も、理念的には支持できるものですが、実情に合わない点も多く、昨年12月には、現場の声を取り入れて利用者負担の更なる軽減、事業者に対する激変緩和措置が取られることになり、事業の移行についての補正予算が組まれ緊急的な経過措置が取られることとなりました。まだまだ、はつきりしない部分や、区分判定についても問題がある等、自立支援法については変わる可能性も含んでいますので、随時、情報を把握して検討すると共に、今後都から区市町村に実施された「檜の木会」の事業所として法定化出来る事は、準備段階においても手続き上も幸運なこと思います。準備の段階から法人の理事長始め、事務の方にも助言頂き進めていきます。

法定化に向けて、以下を検討しています。

民営福祉作業所の「いまで」を整理し、原点である「利用者中心」「共感」を引き継ぎながら、法内の施設として安定した経営、事業の充実を目指して、「これから」を歩んでいきたいと考えております。今後共、ご支援の程よろしくお願いいたします。

① 利用者支援（ニーズに合った個別支援計画作成、工賃支給など）
② 事業運営（各種規定、記録、事業計画など）
③ 職員人事（就業規則、給与規定、職員の育成・専門性の充実など）

民営福祉作業所の「いまで」を整理し、原点である「利用者中心」「共感」を引き継ぎながら、法内の施設として安定した経営、事業の充実を目指して、「これから」を歩んでいきたいと考えております。今後共、ご支援の程よろしくお願いいたします。

法人内「事例検討研修会」 を始めます

下馬福祉工房施設長 村瀬 精二

この会は単なる事例研究会ではなく、事例研究の仕方を学ぶ場です。1年間12回、職員の参加者を固定し、少人数精銳でデスカッションを通して研修する構想です。いろいろ目に付くことがある中で、何を課題としたら良いのか、何に着目したらよいのか、どう解釈したらよいのか、どう対処したらよいのか、職員としての目の付け所、勘所、等々を研ぐ会と言えます。

当面1コースですが、コースを増やして、職員養成の土壤となる会にしたいと意気込んでいます。法人も5年の経過の中で多くの若い職員を抱え、元気に明るく現場を担っていますので、さらに緻密な考える力を養えたら、きっと質の高い実践につながると思います。このことは法人を応援してくださる方々の願いでもあるはずです。

現場を担う職員の職務領域は対人援助そのものです。そこで一番求められる力は目の前の方の抱える課題を整理する力です。現象として出ている事態を、「なぜ? どうして?」と洞察して気持ちに迫ることが求められています。問題を出させない、また止める視点では、彼らには圧としてしか受け止められないでしまう。圧をかけられれば反発を誘発するのは当然のこと。自分の世界を持つ青年ですから。現象に振り回されず、本質に迫る視点を身につける学びのために、共々に力を付ける機会を持ち上げます。「日常的にケーススタ

ディをする土壤」を、「考えて支援する出会いの方」を法人の中に根付かせたい、と願っています。ぜひ期待して見守ってください。

知的障害援助専門 通信課程を受講して

下馬福祉工房支援員 馬場 和美

知的障害の方との日々のやりとりは何よりも良い経験であり、技術につながる大切な実践であると思います。加えて、広い視野から知的障害の専門的な面を学ぶこと、資格取得はスキルアップにつながる」と格好良きいきたいところなのですが、「いよいよ私の番がまわってきた」というのが通信教育を受けるきっかけだったかもしれません。

2ヶ月で3教科のレポート提出は決して簡単なものではありませんでした。提出期限一週間前になると、仕事後ファミレスで普段めったに飲まないコーヒーを何杯も飲んで粘りながらレポートを書き上げました。そんななか、12月に行われた4日間のスクーリングで大勢の受講者がいるのを知り、専門職として技術を身につけることの必要性を感じたのです。この知的障害援助専門員の資格取得後、さらに実務2年を経て、知的障害福祉士を目指し、専門性の高い職員になりたいという自らの目標を持つことができました。結果は3月末…。

櫻の木会役員 (H18・3・12~H20・3・11)

監監理理理理理理事
事事事事事事事長

堀金村小佐神上大鈴
丸瀬島藤宮原南木
卓哲清幸寿明英昭
郎也久勝夫明雄

★各種相談 「自立支援法って何?」「どうやって申請するの?」といった制度に関する疑問や余暇支援に関する相談に丁寧にお応えします。また、成年後見に関することやその他福祉制度や相談など、どんなことでも気軽にご相談ください。

電話 03-5787-4050

★療育相談 お子さんの療育についての悩みや相談もお受けしています。ご相談は個別に時間をとります。

電話でご予約ください。秘密厳守

料金: 1回 3,000円

電話 03-5481-1010

かしの木友の会(後援会)コンサート

平成18年10月27日(金)夜
玉川区民会館ホール

櫻の木会が運営する『児童ディイサービスセンター』で開催する音楽療法士が中心となり「大人も子どももみんなが楽しいチャリティーコンサート」が開かれました。楽しかったよ! と子どもたちに言われて本当にうれしかったという後援会。また来年の企画に期待したいと思います。

櫻の木会後援会 「かしの木友の会」 にご加入おねがいします

日頃より「櫻の木会」をご支援くださいまして、ありがとうございます。
「かしの木友の会」にお入りいただき、一層のお力添えを頂きたく、お願ひ申し上げます。

会費 個人会員 一口 2,000円から 団体会員 一口 10,000円から
郵便振替口座 00130-2-667003 (かしの木友の会)

ガイドヘルパー養成研修のおしおり

2月・3月に実施。詳しくはホームページをご覧ください。

櫻の木会事務局長が決まりました。
2月から幸 曙光(ゆき けさみつ)
が新任いたしました。今後の体制強化・事業拡大のために頑張ります。

編集発行 社会福祉法人 せたがや櫻の木会 〒155-0033 世田谷区代田1-29-5
TEL 03-5481-1010 FAX 03-5787-4051
E-mail setagaya-kasinokikai@poppy.ocn.ne.jp
URL http://www16.ocn.ne.jp/~kasinoki/